

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成21年8月14日

【四半期会計期間】 第53期第1四半期(自平成21年4月1日至平成21年6月30日)

【会社名】 株式会社バロー

【英訳名】 VALOR CO., LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 田代 正美

【本店の所在の場所】 岐阜県恵那市大井町180番地の1  
同所は登記上の本店所在地で実際の業務は下記で行っております。

【電話番号】

【事務連絡者氏名】

【最寄りの連絡場所】 岐阜県多治見市大針町661番地の1

【電話番号】 (0572)20-0860(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役財務部長 志津 幸彦

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)  
株式会社名古屋証券取引所  
(名古屋市中区栄三丁目8番20号)

## 第一部 【企業情報】

### 第1 【企業の概況】

#### 1 【主要な経営指標等の推移】

##### 連結経営指標等

回次		第52期 第1四半期連結 累計(会計)期間	第53期 第1四半期連結 累計(会計)期間	第52期
会計期間		自 平成20年 4月1日 至 平成20年 6月30日	自 平成21年 4月1日 至 平成21年 6月30日	自 平成20年 4月1日 至 平成21年 3月31日
営業収益	(百万円)	83,622	85,611	336,342
経常利益	(百万円)	2,089	1,790	10,186
四半期(当期)純利益	(百万円)	500	835	3,387
純資産額	(百万円)	53,792	55,960	55,354
総資産額	(百万円)	171,606	175,742	170,328
1株当たり純資産額	(円)	1,027.32	1,082.90	1,071.19
1株当たり四半期 (当期)純利益	(円)	9.63	16.40	65.57
潜在株式調整後 1株当たり四半期 (当期)純利益	(円)		16.24	64.94
自己資本比率	(%)	31.1	31.4	32.0
営業活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	4,355	6,938	11,408
投資活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	5,681	2,378	15,929
財務活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	1,965	123	6,150
現金及び現金同等物の 四半期末(期末)残高	(百万円)	8,012	13,683	9,000
従業員数	(名)	3,770	4,053	3,758

(注) 1 営業収益は、売上高と営業収入の合計です。なお、営業収益には、消費税等は含まれておりません。

2 第52期第1四半期連結累計(会計)期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益は、希薄化効果を有している潜在株式が存在していないため記載しておりません。

## 2 【事業の内容】

当第1四半期連結会計期間において、当社グループ（当社及び当社の関係会社）において営まれる事業の内容に重要な変更はありません。

また、主要な関係会社についても、異動はありません。

## 3 【関係会社の状況】

当第1四半期連結会計期間において、以下の会社が持分法の適用範囲から除外となりました。

株式会社ショクブンは、当社子会社の元役員が株式会社ショクブンの代表取締役でありましたが、代表取締役を辞任したことにより、財務及び営業又は事業の方針の決定に重要な影響を与えることができなくなったため、当第1四半期連結会計期間より持分法の適用範囲から除外しております。

## 4 【従業員の状況】

### (1) 連結会社における状況

平成21年6月30日現在

従業員数(名)	4,053 (7,627)
---------	---------------

(注) 従業員は就業人員であり、臨時従業員数は( )内に当第1四半期連結会計期間の平均雇用人員(1日8時間勤務換算)を外数で記載しております。

### (2) 提出会社の状況

平成21年6月30日現在

従業員数(名)	2,079 (4,105)
---------	---------------

(注) 従業員は就業人員であり、臨時従業員数は( )内に当第1四半期会計期間の平均雇用人員(1日8時間勤務換算)を外数で記載しております。

## 第2 【事業の状況】

### 1 【販売及び仕入の状況】

#### (1) 販売実績

当第1四半期連結会計期間における販売実績を事業の種類別セグメントごとに示すと、次のとおりであります。

事業の種類別セグメントの名称		営業収益(百万円)	前年同四半期比(%)
流通事業	スーパーマーケット	59,370	102.7
	ホームセンター	9,618	98.1
	ドラッグストア	12,172	107.3
	その他	1,869	99.8
小計		83,031	102.7
スポーツクラブ事業		2,046	99.5
その他の事業		533	76.5
合計		85,611	102.4

(注) 1 セグメント間取引については、相殺消去しております。  
2 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

#### (2) 仕入実績

当第1四半期連結会計期間における仕入実績を事業の種類別セグメントごとに示すと、次のとおりであります。

事業の種類別セグメントの名称		仕入高(百万円)	前年同四半期比(%)
流通事業	スーパーマーケット	43,424	104.8
	ホームセンター	6,978	93.4
	ドラッグストア	8,964	97.9
	その他	1,128	83.4
小計		60,496	101.9
スポーツクラブ事業		177	110.0
その他の事業		50	112.9
合計		60,723	101.9

(注) 1 セグメント間取引については、相殺消去しております。  
2 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

## 2 【事業等のリスク】

当第1四半期連結会計期間において、財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の異常な変動等又は、前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」について重要な変更はありません。

## 3 【経営上の重要な契約等】

当第1四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結はありません。

## 4 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期報告書提出日現在において当社グループ（当社及び連結子会社）が判断したものであります。

### (1) 経営成績の状況

当第1四半期におけるわが国経済は、3月まで急落を続けていた鉱工業生産に、下げ止まり・反転の兆しが見えてまいりました。しかしながら、雇用関連の指標が過去最悪の水準近くにある中で、個人消費には改善の兆しが見えず、小売業界にとっては依然として厳しい状況が続いております。

このような経営環境のもと、当社グループではお客様の暮らしを応援するために安心・安全な商品をより手ごろな価格でご提供することに努めてまいりました。また、業容の拡大と企業体質の強化も引き続き取り組んでまいりました。

以上の結果、当第1四半期連結会計期間の連結営業収益は856億11百万円（前年同四半期比2.4%増）、連結営業利益は16億45百万円（前年同四半期比18.9%減）、連結経常利益は17億90百万円（前年同四半期比14.3%減）、連結四半期純利益は8億35百万円（前年同四半期比66.9%増）となりました。

事業のセグメント別の状況は次のとおりであります。

#### < 流通事業 >

流通事業につきましては、より高品質・低価格なPB（プライベートブランド）商品の開発や、各売場の活性化等により、一層魅力的な店舗づくりを進める一方、店舗運営人員の最適化や総合的な経費の見直しにより、収益性の改善も図ってまいりました。また、チラシ配布による販促を行わないEDLP（エブリデー・ロープライス＝毎日低価格販売）型スーパーの実験店である「バロー師勝店」や、犬猫商材に特化したペットショップ「ペットフォレスト緑園都市店」など、新たなビジネスモデルの構築に向けて実験店を立ち上げました。

環境問題への対応といたしましては、レジ袋の使用量削減へ向けて各自治体との取り組みを推進し、スーパーマーケットバロー122店舗中119店舗でレジ袋有料化とマイバッグ奨励を実施しております。

店舗につきましては、上記の実験店舗を含め、スーパーマーケット3店舗（バロー2、ユース1）、ドラッグストア2店舗及びペットショップ1店舗を開設いたしました。出店業態を絞り込むことにより、投資効率の改善にも取り組んでおります。

以上の結果、流通事業の営業収益は830億31百万円（対前年同四半期比2.7%増）、営業利益は15億90百万円（対前年同四半期比20.3%減）となりました。

#### < スポーツクラブ事業 >

スポーツクラブ事業につきましては、メタボリック・シンドローム対策など様々な企画によって営業の強化を図り、新規会員の募集及び退会率の低下に注力してまいりました。

以上の結果、スポーツクラブ事業の営業収益は20億46百万円（対前年同四半期比0.5%減）、営業損失は66百万円（前年同四半期は営業損失1億7百万円）となりました。

### <その他の事業>

その他の事業につきましては、保守管理業及び保険代理業などを営んでおり、グループ各社それぞれに営業部門の充実と顧客の開拓に努め、グループとしてのシナジー実現に努めてまいりました。

以上の結果、その他の事業の営業収益は5億33百万円(対前年同四半期比23.5%減)、営業利益は44百万円(対前年同四半期比31.9%減)となりました。

### (2) 財政状態の分析

当第1四半期連結会計期間末における総資産は、前連結会計年度末に比べ54億13百万円増加し、1,757億42百万円となりました。これは主に現金及び預金47億93百万円、棚卸資産5億55百万円及び有形固定資産4億85百万円の増加によるものであります。

負債は、前連結会計年度末に比べ48億8百万円増加し、1,197億82百万円となりました。これは主に、支払手形及び買掛金21億80百万円及び借入金7億35百万円の増加によるものであります。

純資産は、前連結会計年度末に比べ6億5百万円増加し、559億60百万円となり、自己資本比率は31.4%となりました。

### (3) キャッシュ・フローの状況

当第1四半期連結会計期間末における現金及び現金同等物の残高は、前連結会計年度に比べ46億83百万円増加し、136億83百万円となりました。これはフリーキャッシュ・フロー(営業活動によるキャッシュ・フローから投資活動によるキャッシュ・フローを差し引いたもの)が45億60百万円の収入となったこと及び財務活動によるキャッシュ・フローが1億23百万円の調達となったことによるものであります。

#### (営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動により得られた資金は、前年同四半期に比べ25億83百万円増加し69億38百万円となりました。これは主に、前年同四半期に比べたな卸資産の増加が15億53百万円増加したこと、法人税等の支払が12億57百万円減少したこと及び仕入債務の増加が15億10百万円減少したことによるものであります。

#### (投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動の結果使用した資金は、前年同四半期に比べ33億3百万円減少し23億78百万円となりました。これは主に、前年同四半期に比べ有形固定資産の取得が31億59百万円減少したことによるものであります。

#### (財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動の結果得られた資金は、前年同四半期に比べ18億42百万円減少し1億23百万円となりました。これは主に、前年同四半期に比べ長期借入金による収入が18億90百万円減少したことによるものであります。

#### (4) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期連結会計期間において、事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

なお、当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容は次のとおりであります。

##### 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

上場会社である当社の株式については、株主、投資家の皆様による自由な取引が認められているため、当社取締役会としては、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方は、最終的には株主全体の意思により決定されるべきであり、当社株式に対する大規模な買付行為に応じて当社株式を売却するかどうかの判断も、最終的には当該株式を保有する株主の皆様の自由な意思によるべきものと考えます。

しかしながら、当社及び当社グループの経営にあたっては、幅広いノウハウと豊富な経験、並びに顧客・取引先及び従業員等のステークホルダーとの間に築かれた関係等への十分な理解が不可欠であり、これらに関する十分な理解がなくては、将来実現することのできる株主価値を適正に判断することはできません。当社は、当社株式の適正な価値を株主及び投資家の皆様にご理解いただくようIR活動に努めておりますものの、突然大規模な買付行為がなされたときに、買付者の提示する当社株式の取得対価が妥当かどうかを株主の皆様が短期間の内に適切に判断するためには、買付者及び当社取締役会の双方から適切かつ十分な情報が提供されることが不可欠です。さらに、当社株式の継続保有をお考えの株主の皆様にとっても、かかる買付行為が当社に与える影響や、買付者が考える当社の経営に参画したときの経営方針、事業計画の内容、当該買付行為に対する当社取締役会の意見等の情報は、当社株式の継続保有を検討するうえで重要な判断材料となると考えます。

以上を考慮した結果、当社としましては、大規模な買付行為を行う買付者において、株主の皆様の判断のために、当社が設定し事前に開示する一定の合理的なルールに従って、買付行為に関する必要かつ十分な情報を当社取締役会に事前に提供し、当社取締役会のための一定の評価期間が経過した後のみ当該買付行為を開始する必要があると考えております。

また、大規模な買付行為の中には、当社に回復し難い損害をもたらすなど、当社株主共同の利益を著しく損なうものもないとは言えません。当社は、かかる買付行為に対して、当社取締役会が、当社が設定し事前に開示する一定の合理的なルールに従って適切と考える方策をとることも、当社株主共同の利益を守るために必要であると考えております（以上の当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する考え方について、以下「本基本方針」といいます。）。

##### 本基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（当社株式の大規模買付行為への対応方針（買収防衛策）による取組み）

当社は、本基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みとして、平成20年6月26日開催の当社第51期定時株主総会における株主の皆様からのご承認に基づき、特定株主グループの議決権割合を20%以上とすることを目的とする当社株券等の買付行為、又は結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株券等の買付行為（市場取引、公開買付け等の具体的な買付方法の如何を問いませんが、あらかじめ当社取締役会が同意した買付行為は、本対応方針の適用対象からは除外いたします。）を対象とする大規模買付ルールを設定し、大規模買付者がこれを遵守した場合と遵守しなかった場合の対応方針（以下「本対応方針」といいます。）を導入しております。

本対応方針が本基本方針に沿うものであること、当社の株主の共同の利益を損なうものではないこと、及び当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないこと、並びにその理由

本対応方針が本基本方針に沿うものであること

本対応方針は、大規模買付ルールの内容、大規模買付行為が為された場合の対応方針、独立委員会の設置、株主及び投資家の皆様に与える影響等を規定するものです。

本対応方針は、大規模買付者が大規模買付行為に関する必要かつ十分な情報を当社取締役会に事前に提供すること、及び当社取締役会のための一定の評価期間が経過した後にのみ当該大規模買付行為を開始することを求め、これを遵守しない大規模買付者に対して当社取締役会が対抗措置を講じることがあることを明記しています。

また、大規模買付ルールが遵守されている場合であっても、大規模買付者の大規模買付行為が当社株主共同の利益を著しく損なうものと当社取締役会が判断した場合には、かかる大規模買付者に対して当社取締役会は当社株主共同の利益を守るために適切と考える対抗措置を講じることがあることを明記しています。

このように本対応方針は、本基本方針の考え方に沿って設計されたものであるといえます。

本対応方針が当社株主の共同の利益を損なうものではないこと

本基本方針は、当社株主の共同の利益を尊重することを前提としています。本対応方針は、本基本方針の考え方に沿って設計され、当社株主の皆様が大規模買付行為に応じるか否かを判断するために必要な情報や当社取締役会の意見の提供、代替案の提示を受ける機会の提供を保障することを目的としております。本対応方針によって、当社株主及び投資家の皆様は適切な投資判断を行うことができますので、本対応方針が当社株主の共同の利益を損なうものではなく、むしろその利益に資するものであると考えます。

さらに、本対応方針の発効・延長が当社株主の皆様の承認を条件としており、当社株主が望めば本対応方針の廃止も可能であることは、本対応方針が当社株主の共同の利益を損なわないことを担保していると考えられます。

本対応方針が当社役員の地位の維持を目的とするものではないこと

本対応方針は、大規模買付行為を受け入れるか否かが最終的には当社株主の皆様の判断に委ねられるべきことを大原則としつつ、当社株主共同の利益を守るために必要な範囲で大規模買付ルールの遵守の要請や対抗措置の発動を行うものです。本対応方針は当社取締役会が対抗措置を発動する場合を事前かつ詳細に開示しており、当社取締役会による対抗措置の発動はかかる本対応方針の規定に従って行われます。当社取締役会は単独で本対応方針の発効・延長を行うことはできず、当社株主の皆様の承認を要します。

また、大規模買付行為に関して当社取締役会が対抗措置をとる場合など、本対応方針に係る重要な判断に際しては、必要に応じて外部専門家等の助言を得るとともに、当社の業務執行を行う経営陣から独立している委員で構成される独立委員会へ諮問し、同委員会の勧告を最大限尊重するものとされています。このように、本対応方針には、当社取締役会による適正な運用を担保するための手続きも盛り込まれています。

以上から、本対応方針が当社役員の地位の維持を目的とするものでないことは明らかであると考えております。

### 第3 【設備の状況】

#### (1) 主要な設備の状況

当第1四半期連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

#### (2) 設備の新設、除却等の計画

##### 重要な設備計画の変更

前連結会計年度末に計画していた設備計画は、以下のように変更いたしました。

会社名	事業所名 所在地	事業の種類別セグメント(事業部門)の名称	設備の内容	投資予定金額		資金調達方法	着手及び完了予定		完成後の増加能力	変更の内容
				総額 (百万円)	既支払額 (百万円)		着手	完了		
(株)パロー	南松本店 長野県松本市	流通事業 (スーパーマーケット)	店舗	249	10	自己資金及び借入金	平成21年1月	平成21年7月	販売力の増加	完了予定の変更
	諏訪店 長野県諏訪市	流通事業 (スーパーマーケット)	店舗	357	10	自己資金及び借入金	平成21年5月	平成21年9月	販売力の増加	完了予定の変更
中部薬品(株)	氷見南店他2店舗 富山県氷見市他	流通事業 (ドラッグストア)	店舗	349	139	自己資金及び借入金	平成21年3月	平成21年10月	販売力の増加	投資総額の変更

##### 重要な設備計画の完了

前連結会計年度末に計画していた設備計画のうち、当第1四半期連結会計期間に完了したものは、以下のとおりであります。

会社名	事業所名 所在地	事業の種類別セグメント(事業部門)の名称	設備の内容	投資額 (百万円)	完了年月	完成後の増加能力
(株)パロー	有玉店 静岡県浜松市東区	流通事業 (スーパーマーケット)	店舗	815	平成21年4月	販売力の増加
	師勝店 愛知県北名古屋市	流通事業 (スーパーマーケット)	店舗	491	平成21年4月	販売力の増加
(株)ユース	神明店 福井県鯖江市	流通事業 (スーパーマーケット)	店舗	536	平成21年4月	販売力の増加
中部薬品(株)	穂積店他1店舗 岐阜県瑞穂市他	流通事業 (ドラッグストア)	店舗	250	平成21年5月	販売力の増加

## 第4 【提出会社の状況】

### 1 【株式等の状況】

#### (1) 【株式の総数等】

##### 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	112,800,000
計	112,800,000

##### 【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間 末現在発行数(株) (平成21年6月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成21年8月14日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	52,661,699	52,661,699	東京証券取引所 (市場第一部) 名古屋証券取引所 (市場第一部)	単元株式数は 100株で あります。
計	52,661,699	52,661,699		

(注) 提出日現在の発行数には、平成21年8月1日からこの四半期報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

新株予約権

平成13年改正旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づき発行した新株予約権は次のとおりであります。

株主総会の決議日（平成17年6月29日）	
	第1四半期会計期間末現在 （平成21年6月30日）
新株予約権の数（個）	6,310
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数（株）	631,000
新株予約権の行使時の払込金額（円）	1株当り2,075
新株予約権の行使期間	平成19年7月1日～平成22年6月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価額 2,075 資本組入額 1,038
新株予約権の行使の条件	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 新株予約権の割当を受けた者(以下、「新株予約権者」という。)は、権利行使時において、当社又は当社子会社の取締役・監査役及び従業員の地位にあることを要す。ただし、任期満了により退任、定年退職その他正当な事由のある場合には、この限りではない。</li> <li>2 新株予約権者が死亡した場合は、相続を認めないものとする。</li> <li>3 新株予約権者は、1年間(1月1日から12月31日をいう。)における新株予約権の行使にかかる権利行使価額の合計額が1,200万円を超えてはならない。</li> <li>4 その他の条件については、本新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。</li> </ol>
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みにに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

## 新株予約権付社債

会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき発行した新株予約権付社債は、次のとおりであります。

第2回無担保転換社債型新株予約権付社債（平成20年12月24日発行）	
	第1四半期会計期間末現在 （平成21年6月30日）
新株予約権の数（個）	40
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数（株）	3,076,923
新株予約権の行使時の払込金額（円）	1株当り1,300
新株予約権の行使期間	平成20年12月25日～平成24年12月20日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価額 1,300 資本組入額 650
新株予約権の行使の条件	新株予約権の一部につきその行使を請求することはできない。
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権付社債は会社法第254条第2項本文及び第3項本文の定めにより本社債又は本新株予約権の一方のみを譲渡することはできない。
代用払込みに関する事項	本新株予約権の行使に際して出資される財産は、当該本新株予約権にかかる本社債とし、当該本社債の価額は、その払込金額と同額とする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）1
新株予約権付社債の残高（百万円）	3,700

（注）1 組織再編等が生じた場合の承継会社等による新株予約権の交付

- （1）組織再編等（第（2）項に定義する。）が生じた場合には、当社は、承継会社等（第（3）項に定義する。）をして、本新株予約権付社債の要項に従って本新株予約権付社債の主債務者としての地位を承継させ、かつ、本新株予約権に代わる新たな新株予約権を交付させるよう最善の努力をするものとする。ただし、かかる承継及び交付については、（ ）その時点で適用のある法律上実行可能であり、（ ）その実行のための仕組みが既に構築されているか又は構築可能であり、かつ（ ）当該組織再編等の全体から見て当社が不合理であると判断する費用（租税を含む。）を当社又は承継会社等が負担せずに実行可能であることを前提条件とする。また、かかる承継及び交付を行う場合、当社は、承継会社等が当該組織再編等の効力発生日において日本の上場会社であるよう最善の努力をするものとする。本項に記載の当社の努力義務は、当社が承継会社等が当該組織再編等の効力発生日において日本の上場会社であることを予定していない旨の証明書を交付する場合には、適用されない。
- （2）「組織再編等」とは、当社の株主総会（株主総会決議が不要な場合は、取締役会）における、（ ）当社と他の会社の合併（新設合併及び吸収合併を含むが、当社が存続会社である場合を除く。以下同じ。）、（ ）会社分割（新設分割及び吸収分割を含むが、本新株予約権付社債に基づく当社の義務が分割先の会社に移転される場合に限る。）、（ ）株式交換若しくは株式移転（当社が他の会社の完全子会社となる場合に限る。以下同じ。）、（ ）資産譲渡（当社の資産の全部若しくは実質上全部の他の会社への売却若しくは移転で、その条件に従って本新株予約権付社債に基づく当社の義務が相手先に移転される場合に限る。）又は（ ）その他の日本法上の会社再編手続で本社債及び本新株予約権に基づく当社の義務が他の会社に引き受けられることとなるものの承認決議の採択を総称する。
- （3）「承継会社等」とは、組織再編等における相手方であって、本新株予約権付社債及び本新株予約権に係る当社の義務を引き受ける会社をいう。
- （4）第1項の定めに従って交付される承継会社等の新株予約権の内容は下記のとおりとする。

新株予約権の数

当該組織再編等の効力発生日の直前において残存する本新株予約権付社債の所持人が保有する本新株予約権の数と同一の数とする。

新株予約権の目的である株式の種類

承継会社等の普通株式とする。

#### 新株予約権の目的である株式の数

承継会社等の新株予約権の行使により交付される承継会社等の普通株式の数は、当該組織再編等の条件等を勘案のうえ、本新株予約権付社債の要項を参照して決定するほか、本号( )又は( )に従う。

- ( ) 合併、株式交換又は株式移転の場合には、当該組織再編等の効力発生日の直前に本新株予約権を行使した場合に得られる数の当社普通株式の保有者が当該組織再編等において受領する承継会社等の普通株式の数を、当該組織再編等の効力発生日の直後に承継会社等の新株予約権を行使したときに受領できるように、転換価額を定める。当該組織再編等に際して承継会社等の普通株式以外の証券又はその他の財産が交付される場合は、当該証券又はその他の財産の価値を承継会社等の普通株式の時価で除して得られる数に等しい承継会社等の普通株式の数を併せて受領できるようにする。
- ( ) 本号( )以外の組織再編等の場合には、当該組織再編等の効力発生日の直前に本新株予約権を行使した場合に本新株予約権付社債の所持人が得られるのと同等の経済的利益を、当該組織再編等の効力発生日の直後に承継会社等の新株予約権を行使したときに受領できるように、転換価額を定める。

#### 新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額

承継会社等の新株予約権の行使に際しては、承継された本社債を出資するものとし、当該本社債の価額は、承継された本社債の額面金額と同額とする。

#### 新株予約権を行使することができる期間

当該組織再編等の効力発生日(場合により効力発生日から14日以内の日)から、別記「新株予約権の行使期間」欄に定める本新株予約権の行使期間の満了日までとする。

#### その他の新株予約権の行使の条件

承継会社等の各新株予約権の一部行使はできないものとする。

#### 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金

承継会社等の新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

#### 組織再編等が生じた場合

承継会社等について組織再編等が生じた場合にも、本新株予約権付社債と同様の取り扱いを行う。

#### その他

承継会社等の新株予約権の行使により生じる1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。承継会社等の新株予約権は承継された本社債と分離して譲渡できない。

- (5) 当社は、第1項の定めに従い本社債に基づく当社の義務を承継会社等に引き受け又は承継させる場合、本新株予約権付社債の要項の趣旨に従う。

## 2 自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件

- (1) 当社は、本社債について期限の利益を失っていないこと及び本号( )に定める金銭全額を本号(2)に定める日までに本新株予約権付社債の社債権者に対して預託したことを条件として、平成24年12月14日(以下「取得日」という。)に、同日に残存する本新株予約権に係る本新株予約権付社債の全部を取得し、本新株予約権付社債の全部を取得するのと引換えに、当該本新株予約権付社債の社債権者に対して、本号( )に定める交付財産を本号(2)に定める日において、交付する。

交付財産は、下記( )及び( )とする。

- ( ) 取得しようとする本新株予約権付社債の額面金額の9.1%に相当する額を520円又は取得日の前10取引日までの30連続取引日における各1株当たり平均VWAPの平均値のいずれか大きい額で除して得られる数の当社普通株式(ただし、1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。また、計算の結果、単元未満株式が発生する場合には、会社法に定める単元未満株式の買取請求権が行使されたものとして現金により精算する。)

- ( ) 本号( )に定める当社普通株式の数に取得日の前10取引日までの30連続取引日における各1株当たり平均VWAPの平均値を乗じて得た額を、取得しようとする本新株予約権付社債の額面金額の109.1%に相当する額から差し引いて得られる額に相当する金銭

本号( )に定める交付財産は、平成24年12月14日に本新株予約権付社債の社債権者に対して交付するものとする。但し、当社は、本号( )に定める金銭の額を平成24年12月13日(当日を含む。)までに本新株予約権付社債の社債権者に対し預託するものとし、当該預託された金銭は平成24年12月14日に本号( )本文に定める交付財産に充当されるものとする。

- (2) 当社は、平成24年12月13日までに、本新株予約権付社債の社債権者に対して、本号( )に定める金銭を本号( )但書に定める預託金として交付するものとする。

当社は、本号( )に基づき取得した本新株予約権付社債を直ちに消却するものとする。

(3)本号において、「1株当たり平均VWAP」とは、当該取引日における株式会社東京証券取引所が発表する当社普通株式の売買高加重平均価格をいう。

本号において、「取引日」とは、株式会社東京証券取引所が開設されている日（ただし、売買高加重平均価格が発表されない日を除く。）をいう。

(3) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成21年6月30日		52,661		11,916		12,670

(5) 【大株主の状況】

当第1四半期会計期間において大株主の異動はありません。

(6) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の議決権の状況については、株主名簿の記載内容が確認できず、記載することができませんので、直前の基準日である平成21年3月31日の株主名簿により記載しております。

【発行済株式】

平成21年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 1,727,000		株主としての権利内容に制限のない、標準となる株式
完全議決権株式(その他)	普通株式 50,839,400	508,394	同上
単元未満株式	普通株式 95,299		同上
発行済株式総数	52,661,699		
総株主の議決権		508,394	

(注) 「単元未満株式」には、当社所有の自己株式78株が含まれております。

【自己株式等】

平成21年3月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社パロー	岐阜県恵那市 大井町180番地の1	1,727,000		1,727,000	3.3
計		1,727,000		1,727,000	3.3

2 【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成21年 4月	5月	6月
最高(円)	759	770	760
最低(円)	705	722	723

(注) 株価は東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

3 【役員の様況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期報告書提出日までの役員の異動ありません。

## 第5 【経理の状況】

### 1 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第64号。以下「四半期連結財務諸表規則」という。)に基づいて作成しております。

なお、前第1四半期連結累計期間(平成20年4月1日から平成20年6月30日まで)は、改正前の四半期連結財務諸表規則に基づき、当第1四半期連結会計期間(平成21年4月1日から平成21年6月30日まで)及び当第1四半期連結累計期間(平成21年4月1日から平成21年6月30日まで)は、改正後の四半期連結財務諸表規則に基づいて作成しております。

### 2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前第1四半期連結累計期間(平成20年4月1日から平成20年6月30日まで)に係る四半期連結財務諸表について、また、当第1四半期連結会計期間(平成21年4月1日から平成21年6月30日まで)及び当第1四半期連結累計期間(平成21年4月1日から平成21年6月30日まで)に係る四半期連結財務諸表について、新日本有限責任監査法人による四半期レビューを受けております。

1【四半期連結財務諸表】  
(1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	当第1四半期連結会計期間末 (平成21年6月30日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成21年3月31日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金及び預金	13,872	9,079
受取手形及び売掛金	3,264	3,198
商品及び製品	18,318	17,779
原材料及び貯蔵品	327	310
その他	5,421	6,075
貸倒引当金	21	21
流動資産合計	41,182	36,422
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物(純額)	61,556	60,765
土地	28,484	28,410
その他(純額)	7,168	7,547
有形固定資産合計	97,208 <sup>1</sup>	96,723 <sup>1</sup>
無形固定資産		
のれん	1,915	2,086
その他	5,179	5,253
無形固定資産合計	7,095	7,339
投資その他の資産		
差入保証金	21,982	21,825
その他	8,753	8,499
貸倒引当金	480	480
投資その他の資産合計	30,254	29,843
固定資産合計	134,559	133,906
資産合計	175,742	170,328
<b>負債の部</b>		
流動負債		
支払手形及び買掛金	24,138	21,957
短期借入金	39,383	37,395
未払法人税等	1,250	1,425
賞与引当金	2,786	1,682
引当金	365	434
その他	10,218	8,942
流動負債合計	78,144	71,837
固定負債		
社債	4,208	4,249
長期借入金	25,552	26,805
退職給付引当金	2,118	2,113
引当金	1,361 <sup>2</sup>	1,347 <sup>2</sup>
負ののれん	41	45
その他	8,356 <sup>2</sup>	8,576 <sup>2</sup>
固定負債合計	41,638	43,136
負債合計	119,782	114,974

(単位：百万円)

	当第1四半期連結会計期間末 (平成21年6月30日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成21年3月31日)
<b>純資産の部</b>		
株主資本		
資本金	11,916	11,916
資本剰余金	12,670	12,670
利益剰余金	33,047	32,292
自己株式	2,212	2,212
株主資本合計	55,422	54,668
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	265	107
評価・換算差額等合計	265	107
新株予約権	344	344
少数株主持分	458	449
純資産合計	55,960	55,354
負債純資産合計	175,742	170,328

(2)【四半期連結損益計算書】  
【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)
売上高	80,426	82,370
売上原価	62,180	63,846
売上総利益	18,245	18,524
営業収入	3,196	3,241
営業総利益	21,442	21,765
販売費及び一般管理費	1 19,413	1 20,119
営業利益	2,028	1,645
営業外収益		
受取利息	33	40
受取配当金	8	22
持分法による投資利益	-	13
受取事務手数料	140	143
受取賃貸料	152	170
負ののれん償却額	4	3
その他	198	179
営業外収益合計	537	574
営業外費用		
支払利息	183	180
持分法による投資損失	66	-
不動産賃貸原価	203	221
その他	23	27
営業外費用合計	475	429
経常利益	2,089	1,790
特別利益		
固定資産売却益	0	1
前期損益修正益	5	-
債務保証損失引当金戻入額	65	2 403
その他	40	10
特別利益合計	111	415
特別損失		
固定資産売却損	1	0
固定資産除却損	127	11
たな卸資産評価損	782	-
持分法による投資損失	-	2 411
その他	57	91
特別損失合計	968	514
税金等調整前四半期純利益	1,232	1,691
法人税、住民税及び事業税	1,216	1,261
法人税等調整額	494	413
法人税等合計	722	848
少数株主利益	9	8
四半期純利益	500	835

## (3)【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>		
税金等調整前四半期純利益	1,232	1,691
減価償却費	1,840	1,960
のれん償却額	166	166
貸倒引当金の増減額(は減少)	11	-
退職給付引当金の増減額(は減少)	2	5
受取利息及び受取配当金	42	63
支払利息	183	180
持分法による投資損益(は益)	66	13
固定資産除却損	127	11
売上債権の増減額(は増加)	577	65
たな卸資産の増減額(は増加)	2,108	555
仕入債務の増減額(は減少)	3,690	2,180
その他	2,542	2,909
小計	7,107	8,407
利息及び配当金の受取額	24	29
利息の支払額	143	122
法人税等の支払額	2,632	1,375
営業活動によるキャッシュ・フロー	4,355	6,938
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>		
有形固定資産の取得による支出	4,931	1,772
無形固定資産の取得による支出	394	53
差入保証金の差入による支出	791	483
差入保証金の回収による収入	251	332
預り保証金の受入による収入	472	281
預り保証金の返還による支出	148	139
その他	140	543
投資活動によるキャッシュ・フロー	5,681	2,378
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>		
短期借入金の純増減額(は減少)	2,112	2,246
長期借入れによる収入	1,900	10
長期借入金の返済による支出	1,514	1,521
社債の償還による支出	96	108
配当金の支払額	431	454
その他	4	48
財務活動によるキャッシュ・フロー	1,965	123
現金及び現金同等物に係る換算差額	0	0
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	639	4,683
現金及び現金同等物の期首残高	7,372	9,000
現金及び現金同等物の四半期末残高	8,012	13,683

【四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

当第1四半期連結会計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)
1 持分法の適用に関する事項の変更 株式会社ショクブンは、当社子会社の元役員が株式会社ショクブンの代表取締役でありましたが、代表取締役を辞任したことにより、財務及び営業又は事業の方針の決定に重要な影響を与えることができなくなったため、当第1四半期連結会計期間より持分法の適用範囲から除外しております。

【簡便な会計処理】

当第1四半期連結会計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)
1 棚卸資産の評価方法 当第1四半期連結会計期間末の棚卸高の算出に関しては、一部実地棚卸しを省略し、前連結会計年度末の実地棚卸高を基礎として合理的な方法により算出する方法によっております。
2 固定資産の減価償却費の算定方法 定率法を採用している資産については、連結会計年度に係る減価償却費の額を期間按分して算定する方法によっております。
3 経過勘定項目の算定方法 合理的な算定方法による概算額で計上する方法によっております。
4 法人税等並びに繰延税金資産及び繰延税金負債の算定方法 繰延税金資産の回収可能性の判断に関しては、前連結会計年度末以降に経営環境等、かつ、一次差異等の発生状況に著しい変化が無いと認められる場合、前連結会計年度において採用した将来の業績予測、タックス・プランニングを利用する方法によっております。

【四半期連結財務諸表の作成に特有の会計処理】

当第1四半期連結会計期間(自平成21年4月1日至平成21年6月30日)

該当事項はありません。

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

当第1四半期連結会計期間末 (平成21年6月30日)	前連結会計年度末 (平成21年3月31日)
1 有形固定資産の減価償却累計額 64,965百万円	1 有形固定資産の減価償却累計額 63,190百万円
2 偶発債務 連結子会社以外の会社の金融機関等からの借入金に対し、次の通り債務保証を行っております。 (株)ヒルトップ 1,473百万円 固定負債引当金 668百万円 (債務保証引当金) 固定負債その他 238百万円 (持分法適用に伴う負債) その他3社 1,142百万円 計 1,708百万円	2 偶発債務 連結子会社以外の会社の金融機関等からの借入金に対し、次の通り債務保証を行っております。 (株)ヒルトップ 1,876百万円 固定負債引当金 665百万円 (債務保証引当金) 固定負債その他 644百万円 (持分法適用に伴う負債) その他3社 1,151百万円 計 1,718百万円

(四半期連結損益計算書関係)

第1四半期連結累計期間

前第1四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)
1 販売費及び一般管理費の主なもの 広告宣伝費 1,110百万円 ポイント引当金繰入額 116百万円 給与手当 7,320百万円 賞与引当金繰入額 993百万円 賃借・リース料 3,476百万円 減価償却費 1,578百万円	1 販売費及び一般管理費の主なもの 広告宣伝費 962百万円 ポイント引当金繰入額 129百万円 給与手当 7,786百万円 賞与引当金繰入額 1,001百万円 賃借・リース料 3,617百万円 減価償却費 1,683百万円
	2 (株)ヒルトップの債務の返済に対する貸付を行ったことによるものであります。

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前第1四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)
1 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 現金及び預金 8,841百万円 預入期間が3か月超の定期預金等 65百万円 短期借入金(負の現金同等物) 762百万円 現金及び現金同等物 8,012百万円	1 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 現金及び預金 13,872百万円 預入期間が3か月超の定期預金等 189百万円 現金及び現金同等物 13,683百万円

(株主資本等関係)

当第1四半期連結会計期間末(平成21年6月30日)及び当第1四半期連結累計期間(自平成21年4月1日至平成21年6月30日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当第1四半期 連結会計期間末
普通株式(株)	52,661,699

2 自己株式に関する事項

株式の種類	当第1四半期 連結会計期間末
普通株式(株)	1,727,158

3 新株予約権等に関する事項

平成20年新株予約権

会社名	目的となる 株式の種類	目的となる株式の数 (千株)	当第1四半期 連結会計期間末残高 (百万円)
提出会社	普通株式	3,076	344

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成21年5月13日 取締役会	普通株式	509	10	平成21年3月31日	平成21年6月11日	利益剰余金

(2) 基準日が当連結会計年度の開始の日から当四半期連結会計期間末までに属する配当のうち、配当の効力発生日が当四半期連結会計期間の末日後となるもの  
該当事項はありません。

5 株主資本の著しい変動に関する事項

該当事項はありません。

(有価証券関係)

該当事項はありません。

(デリバティブ取引関係)

該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

該当事項はありません。

(セグメント情報)

【事業の種類別セグメント情報】

前第1四半期連結累計期間(自平成20年4月1日至平成20年6月30日)

	流通事業 (百万円)	スポーツ クラブ事業 (百万円)	その他の事業 (百万円)	計 (百万円)	消去又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
営業収益						
(1) 外部顧客に 対する営業収益	80,868	2,057	696	83,622		83,622
(2) セグメント間の内部 営業収益又は振替高	84	0	0	85	(85)	
計	80,953	2,058	696	83,708	(85)	83,622
営業利益又は営業損失( )	1,994	107	64	1,951	77	2,028

(注) 1 事業の区分は、提供する商品とサービスの販売形態により区分しております。

2 各区分の主な製品

- (1) 流通事業・・・スーパーマーケット、ホームセンター及びドラッグストア
- (2) スポーツクラブ事業・・・スポーツクラブ
- (3) その他の事業・・・保険代理業、温泉事業等

3 会計処理の変更

(1) 棚卸資産の評価に関する会計基準

「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準委員会平成18年7月5日企業会計基準第9号)を当第1四半期連結会計期間から適用し、評価基準については、原価法から原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)に変更しております。

この変更により、従来の方法に比べ流通事業の売上総利益及び営業利益が168百万円減少しております。

(2) リース取引に関する会計基準

所有権移転外ファイナンス・リース取引については、賃貸借処理に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準委員会平成5年6月17日最終改正平成19年3月30日企業会計基準第13号)及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準委員会平成6年1月18日最終改正平成19年3月30日企業会計基準適用指針第16号)を当第1四半期連結会計期間より早期適用し、通常の売買取引に係る会計処理に変更し、リース資産を計上しております。

また、所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産の減価償却費の方法については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

なお、リース取引開始日が適用初年度前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借処理に係る方法に準じた会計処理を引き続き採用しております。

この変更による営業利益への影響は軽微であります。

当第1四半期連結累計期間(自平成21年4月1日至平成21年6月30日)

	流通事業 (百万円)	スポーツ クラブ事業 (百万円)	その他の事業 (百万円)	計 (百万円)	消去又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
営業収益						
(1) 外部顧客に 対する営業収益	83,031	2,046	533	85,611		85,611
(2) セグメント間の内部 営業収益又は振替高	108	0	1	110	(110)	
計	83,139	2,047	534	85,721	(110)	85,611
営業利益又は営業損失( )	1,590	66	44	1,567	78	1,645

(注) 1 事業の区分は、提供する商品とサービスの販売形態により区分しております。

2 各区分の主な製品

- (1) 流通事業・・・スーパーマーケット、ホームセンター及びドラッグストア
- (2) スポーツクラブ事業・・・スポーツクラブ
- (3) その他の事業・・・保険代理業、温泉事業等

#### 【所在地別セグメント情報】

前第1四半期連結累計期間(自平成20年4月1日至平成20年6月30日)

在外子会社及び重要な在外支店がないため、該当事項はありません。

当第1四半期連結累計期間(自平成21年4月1日至平成21年6月30日)

連結会社に在外子会社がなく、また、重要な在外支店がないため、該当事項はありません。

#### 【海外売上高】

前第1四半期連結累計期間(自平成20年4月1日至平成20年6月30日)

海外売上高がないため、該当事項はありません。

当第1四半期連結累計期間(自平成21年4月1日至平成21年6月30日)

海外売上高がないため、該当事項はありません。

(企業結合等関係)

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

1 1株当たり純資産額

当第1四半期連結会計期間末 (平成21年6月30日)	前連結会計年度末 (平成21年3月31日)
1,082.90円	1,071.19円

(注) 1株当たり純資産額の算定上の基礎

	当第1四半期連結 会計期間末 (平成21年6月30日)	前連結会計年度末 (平成21年3月31日)
純資産の部の合計額(百万円)	55,960	55,354
普通株式に係る純資産額(百万円)	55,157	54,560
差額の主要な内訳(百万円)		
新株予約権	344	344
少数株主持分	458	449
普通株式の発行済株式数(千株)	52,661	52,661
普通株式の自己株式数(千株)	1,727	1,727
1株当たり純資産額の算定に用いられた普通株式 の数(千株)	50,934	50,934

2 1株当たり四半期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額

第1四半期連結累計期間

前第1四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)
1株当たり四半期純利益金額 9.63円	1株当たり四半期純利益金額 16.40円
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額 円	潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額 16.24円

(注) 1 前第1四半期連結累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、希薄化効果を有している潜在株式が存在していないため記載しておりません。

2 1株当たり四半期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定上の基礎

項目	前第1四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)
四半期連結損益計算書上の四半期純利益(百万円)	500	835
普通株式に係る四半期純利益(百万円)	500	835
普通株主に帰属しない金額(百万円)		
普通株式の期中平均株式数(千株)	51,935	50,934
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算 定に用いられた四半期純利益調整額の主要な内訳 (百万円)		
四半期純利益調整額(百万円)		
普通株式増加数(千株)		493
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株 当たり四半期純利益金額の算定に含まれなかった 潜在株式について前連結会計年度末から重要な変 動がある場合の概要		

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

## 2【その他】

平成21年5月13日開催の取締役会において、平成21年3月31日の最終の株主名簿に記載された株主に  
対し、次のとおり期末配当を行うことを決議いたしました。

配当金の総額	509百万円
1株当たりの金額	10円00銭

支払請求権の効力発生日及び支払開始日 平成21年6月11日

## 第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

## 独立監査人の四半期レビュー報告書

平成20年 8月12日

株式会社バロー  
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 秦 博文 印

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 片岡 明 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社バローの平成20年4月1日から平成21年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結累計期間(平成20年4月1日から平成20年6月30日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社バロー及び連結子会社の平成20年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

### 追記情報

注記事項の四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更 2. 会計方針の原則及び手続の変更 (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法の変更に記載されているとおり、会社は「棚卸資産の評価に関する会計基準」を適用し、評価基準については、原価法から原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)に変更した。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

## 独立監査人の四半期レビュー報告書

平成21年 8月13日

株式会社バロー  
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 秦 博文 印

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 片岡 明 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社バローの平成21年4月1日から平成22年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間(平成21年4月1日から平成21年6月30日まで)及び第1四半期連結累計期間(平成21年4月1日から平成21年6月30日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社バロー及び連結子会社の平成21年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- 
- (注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。  
2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。